

介護保険施設等での利用者負担額減額制度

介護保険では、施設入所時やショートステイ利用時の居住費（部屋代）や食費は利用者の自己負担となります。しかし、世帯全員が住民税非課税の人（ただし、配偶者も住民税非課税であり、預貯金などの金額が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下であること）や生活保護を受けている人には軽減制度があります。軽減の対象となる第 1 段階から第 3 段階までに該当する人（下表）は、市が交付する「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示することで、認定を受けた段階の負担限度額まで居住費や食費が軽減されます。なお、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けるには申請が必要です。

※平成 28 年 8 月から、非課税年金（遺族年金・障害年金）収入も含めて判定します。

※利用者負担額の減額の認定は、申請された月の 1 日から適用開始。

※現在、認定証の交付を受けている人の有効期限は 7 月 31 日までです。8 月 1 日以降も引き続き利用する場合は、8 月末までに再度申請し、認定されることが必要です。

申し込み・問い合わせ＝介護保険課認定給付係（559-5078 FAX 563-1447）

利用者負担段階および負担限度額（1日あたり）	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第 1 段階 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受けている人	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第 2 段階 住民税非課税世帯で、課税年金収入額と非課税年金収入額および合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の人	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第 3 段階 住民税非課税世帯で、利用者負担段階が第 1 段階および第 2 段階以外の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円

（注）特別養護老人ホーム（ショートステイを含む）を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付

兵庫県では、障害者などを対象とした駐車スペースを適正に利用してもらうため「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付しています。県の窓口に加え、三田市役所障害福祉課窓口でも受付を開始しました。

対象者＝障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難と認められる者

対象となる駐車施設＝公共施設や商業施設などで「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内表示がある駐車区画

申し込み＝歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、窓口で申請書を記入（確認書類については要問い合わせ）

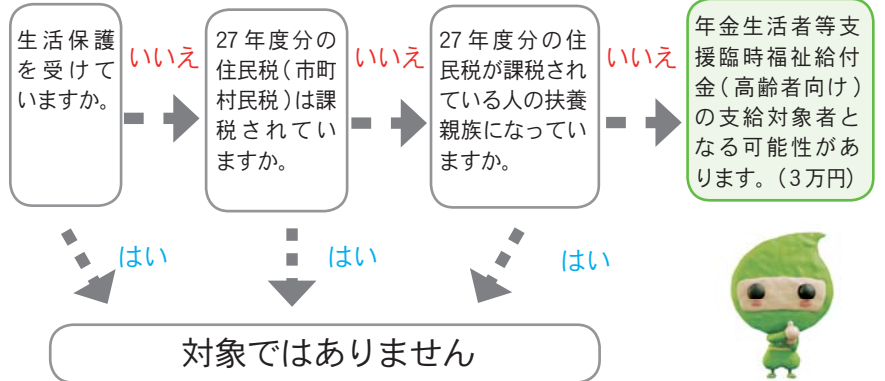
問い合わせ＝障害福祉課（559-5075 FAX 562-1294）

お急ぎください！年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請は 7 月 4 日まで

年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給するには申請が必要です。7 月 4 日までに申請がないと給付金を支給できません。申請忘れに注意してください。下記の対象者診断チャートを確認し、支給対象者に該当する人で、申請書が必要な場合は、コールセンターまでご連絡ください。

問い合わせ＝コールセンター（0570-200-995）※ 9 時～17 時 30 分（土・日曜、祝日を除く）

平成 28 年度中に 65 歳以上となる人が対象です。
（昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた人）



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

※申請先は、平成 27 年 1 月 1 日に住民登録をしている市町村です。「カクニンジャ」



臨時福祉給付金キャラクター

認可外保育施設利用者補助事業

認可保育所・認定こども園・小規模保育を希望しながら入所待ちとなり、認可外保育施設（市内外は問いません。ただし、企業や病院の職員向けなど、利用者を限定している施設は除く）を利用する家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料の補助を実施しています。

補助対象者＝次の条件すべてを満たす人

- ①市内に在住している（住民登録している）こと
- ②補助対象月の初日現在において、市内の認可保育所などの入所待ちをしていること（※1）
- ③補助対象月の初日に認可外保育施設に在籍していること
- ④認可外保育施設と月 160 時間以上の月極契約をしていること
- ⑤認可外保育施設の保育料および市税を滞納していないこと

※1 認可保育所などの入所内定を辞退された場合は、それ以降の期間は補助金の支給対象外となります。

補助額＝対象施設に支払っている月額保育料（※2）と認可保育所などに入所した場合の月額保育料相当額との差額（最大月額 60,000 円）

※2 給食費やおやつ代、延長保育料など、その他諸費用については補助対象外です。

申請時期＝1 期分（4 月～7 月）は 7 月 1 日～29 日必着、2 期分（8 月～11 月）は 11 月 1 日～30 日必着、3 期分（12 月～翌年 3 月）は 29 年 3 月 1 日～31 日必着で申請してください。

提出書類＝こども支援課での配布または市ホームページからもダウンロードできます。また、認可保育所などを入所待ち中の児童の保護者には、6 月下旬頃に申請の案内を送付します。

問い合わせ＝こども支援課（559-5073 FAX 563-3611）

三田まつり

～出演者・ボランティア募集～

8/6
(土)

三田の夏の風物詩「第 38 回三田まつり」を 8 月 6 日（土）に開催します。中心市街地では各種イベントを、郷の音ホール駐車場ではステージイベントを、夜には市民総おどり・花火大会を催します。

※三田まつりのメイン会場（郷の音ホール）などには、公共交通機関を利用してお越しください。

※小雨決行

夢・創造ステージ出演者

みんなが楽しめる芸やパフォーマンス（ダンスなど）を披露していただける人や団体を募集します。

時間＝15 時 40 分～18 時予定 1 組 15 分以内（準備・撤収を含む）

場所＝郷の音ホール駐車場ステージ

対象＝市内在住の個人と市内を中心に活動している団体

条件＝出演順は事務局で決定。出演者の応募状況により出演時間の短縮あり。必要な機器類は出演者が持ち込み。

申し込み＝6 月 30 日必着、個人名または団体名、代表者名（団体の場合のみ）、演技内容、出演者数、住所、電話番号、ファクス番号を記入し、ハガキ、ファクス、eメールのいずれかで右記

市民総おどり参加団体

三田まつりのメインイベント「市民総おどり」を盛り上げる出演グループを募集します。事前に踊りの講習会をしています（自由参加）。

時間＝18 時 45 分～19 時 45 分

場所＝郷の音ホール駐車場内おまつり広場

対象＝おおむね 10 名以上のグループ（年齢・性別不問）

申し込み＝6 月 30 日必着、グループ名、代表者名、住所、電話番号を電話、ハガキ、ファクス、eメールのいずれかで下記

市民・企業ボランティア

まつり当日と翌日の清掃のお手伝いをしていただける個人、団体、学校、企業を募集します。

申し込み＝個人名または団体名、代表者名（団体の場合のみ）、住所、電話番号を電話、ハガキ、ファクス、eメールのいずれかで下記

問い合わせ＝〒669-1595 三輪 2-1-1 多世代活躍支援課内三田まつり実行委員会ふれあい部会事務局（559-5046 FAX 563-1360 eメール tkat.suyaku@city.sanda.lg.jp）



クリーン・デー
7 月 3 日（日）

